

一般地区の届出対象行為

届出を要する行為内容		届出を必要とする行為規模
建築物	新築、増築、改築若しくは移転	下記のいずれかに該当するもの <ul style="list-style-type: none"> ・高さ20m（市街化区域以外は13m）を超えるもの ・延べ面積の合計が3,000㎡を超えるもの ・特殊建築物（共同住宅、寄宿舎を除く）で延べ面積の合計が500㎡を超えるもの
	外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	上記の建築物で、行為に係る部分が下記のいずれかに該当するもの <ul style="list-style-type: none"> ・屋根全面の1/2を超えるもの ・外壁全面の1/2を超えるもの
工作物	新設、増築、改築若しくは移転	表3-2に該当するものの内、下記に該当するもの <ul style="list-style-type: none"> ・高さが10mを超えるもの ・建築物と一体となって設置される場合、建築物を含めての高さが20mを超えるもの
	外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	・上記の工作物で、行為に係る部分が外観の全面の1/2を超えるもの
都市計画法第4条第12項に規定する開発行為		下記のいずれかに該当するもの <ul style="list-style-type: none"> ・面積が3,000㎡以上のもの
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更行為		・法面の高さが5mを超えるもの
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		その期間が90日を超えるもので、下記のいずれかに該当するもの <ul style="list-style-type: none"> ・敷地内の合計が堆積規模で500㎡を超えるもの ・堆積の高さが5mを超えるもの

表3-2 工作物の種類

・門、塀、垣、さく、金網、擁壁その他これらに類するもの
・日よけテント及び藤棚
・煙突
・高架水槽
・装飾塔、電波塔その他これらに類するもの
・立体駐車場
・アスファルトプラント、コンクリートプラント及びクラッシャープラント
・石油、ガス、LPG、穀物又は飼料を貯蔵する施設
・メリーゴーランド、観覧車、コースター、ウォーターシュートその他これらに類するもの
・街灯及び照明灯
・彫刻及びモニュメント
・その他市長が指定したもの (ア) 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの (イ) エスカレーターで屋外に設けるもの (ウ) 風力発電設備

※特殊建築物とは、建築基準法第2条第2号の規定によるもので、別表第1（い）欄に掲げる用途に供する建築物です。（別紙参照）

届出対象となる特殊建築物（共同住宅、寄宿舍を除く。）（建築基準法第6条第1項第1号）

			適用法令
(一)	劇場、映画館、演芸場		興業場法
	観覧場	野球場、相撲場。競輪場、競馬場、競艇場、オートレース場	
	公会堂	市民会館	
	集会場	貸しホール（文化会館、市民ホール、多目的ホール、講堂等）、結婚式場、葬祭場	
(二)	病院（20ベッド以上）		医療法
	診療所（患者の収容施設があるものに限る。）（19ベッド以下）		
		介護老人保健施設	介護保険法
	ホテル、旅館、下宿	保養所（宿泊施設のあるもの）	旅館業法
	寄宿舍	グループホーム	
	保育所、学童保育施設	児童福祉施設等（児童福祉施設、助産所、身体障害者社会参加支援施設（補装具製作施設、視聴覚障害者情報提供施設を除く。）、保護施設（医療保護施設を除く。）、婦人保護施設、老人福祉施設、有料老人ホーム、母子保健施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害福祉サービス事業のように供する施設、身体障害者更生援護施設、精神障害者社会復帰施設、知的障害者援護施設）	
(三)	学校	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校、専修学校、各種学校	学校教育法
	体育館	ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツ練習場	
	博物館、美術館、図書館		博物館法、図書館法
(四)	百貨店、マーケット、物品販売業を営む店舗		大店立地法
		サービス業を営む店舗、理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸し本屋、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電器器具店、学習塾、華道教室、囲碁教室、アトリエ、銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗、エステティックサロン、コインランドリー、岩盤浴、自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋	
	展示場		
	キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、待合、料理店		風営法
	ダンスホール	ダンス教習所	
	遊技場、ぱちんこ屋、麻雀屋、		
		カラオケボックス、シアターボックス、インターネットカフェ、	
飲食店	食堂、喫茶店	食品衛生法	
公衆浴場		公衆浴場法	
(五)	倉庫（倉庫業を営む倉庫）		倉庫業法
(六)	自動車車庫		駐車場法
	自動車修理工場		
	映画スタジオ、テレビスタジオ		

※複合用途の場合、特殊建築物の用途に供する部分の合計の面積が500㎡を超えるものが届出対象となる。

【届出を要しない行為】

次に掲げる行為に該当する場合は、届出は必要ありません。

※（ ）内の「法」は景観法を、「令」は景観法施行令を、「条例」は長崎市景観条例、「条例規則」は長崎市景観条例施行規則を表します。

- 通常の管理行為、軽微な行為その他の行為で下記の行為（法第 16 条第 7 項第 1 号）
 - ・地下に設ける建築物の建築等又は工作物の建設等（令第 8 条第 1 号）
 - ・仮設の工作物の建設等（令第 8 条第 2 号）
 - ・法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為（令第 8 条第 4 号イ）
 - ・農業、林業又は漁業を営むために行う行為で、高さが 1.5m 以下の貯水槽、飼料貯蔵タンクその他これらに類する工作物等の建設等（令第 8 条第 4 号ハ(2)）
 - ・農業、林業又は漁業を営むために行う行為で、幅員が 2 m 以下の用排水路又は農道若しくは林道の設置（令第 8 条第 4 号ハ(3)）
- 非常災害のため必要な応急措置として行う行為（法第 16 条第 7 項第 2 号）
- その他政令又は景観行政団体の条例で定める行為で下記の行為（法第 16 条第 7 項 11 号）
 - ・文化財保護法及び文化財保護法施行令に基づく許可、届出、協議に関わる行為
(令第 10 条第 3 号)
 - ・長崎市屋外広告物条例に基づく規定に適合する屋外広告物の表示又は設置
(令第 10 条第 4 号)
 - ・仮設の建築物の建築等で設置期間が 90 日（景観形成重点地区は、30 日）以内のもの
(条例第 14 条第 1 号)
 - ・長崎市文化財保護条例第 9 条による許可に係る行為（条例規則第 5 条第 2 項第 1 号）
 - ・長崎市風致地区内における建築等の規制に関する条例第 2 条による許可に係る行為
(条例規則第 5 条第 2 項第 2 号)
 - ・長崎市伝統的建造物群保存地区条例第 5 条による許可に係る行為
(条例規則第 5 条第 2 項第 3 号)
 - ・長崎県文化財保護条例第 15 項第 1 項又は第 38 条第 1 項の規定による許可に係る行為
(条例規則第 5 条第 2 項第 4 号)
 - ・長崎県風致地区内における建築等の規制に関する条例第 2 条による許可に係る行為
(条例規則第 5 条第 2 項第 5 号)